

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 モノづくり体験スペース運営業務委託
- 2 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業 務 委 託 料 ¥ \_\_\_\_\_ . -  
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥ \_\_\_\_\_ . -)  
ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項、第29条及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)附則並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。
- 4 契約保証金額 免 除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委 託 者 石川県  
石川県知事 山野 之義

受 託 者 住所  
氏名

(総則)

- 第1条 受託者（以下「乙」という。）は、別に定める業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる事項に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間内に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項仕様書等に疑義が生じたときは、委託者（以下「甲」という。）と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲が定める職員の指示に従うものとする。
- 3 本契約の期間内に消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税率が変更となった場合は、変更後の税率を適用することとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務の調査等)

- 第3条 甲は、必要と認めるときは、業務に関して、乙に説明若しくは報告を求め又は調査若しくは指示をすることができるものとする。
- 2 甲は、本契約の成果物を自由に使用し又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

(業務内容の変更等)

- 第4条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 乙は、業務について、仕様書の不備、不測の障害の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により、甲に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(履行期間の延長)

- 第5条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対してその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができるものとする。この場合における履行期間の延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の完了)

- 第6条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、執行結果報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に乙の立ち会いの上業務の履行確認のための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、甲から期間を限定して補正を命ぜられたときは、乙は自己の負担でその指定期間内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前項の規定を準用する。
- 4 甲の検査に合格したときは、乙は、遅滞なく成果物を甲に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

- 第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、乙から支払請求を受けたときは、これを検討し、適当と認めるときは受理し、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(委託料の前金払)

- 第8条 乙は、契約金額の9割を限度として前金払を受けることができる。

- 2 前項の場合において、乙は甲へ委託料前金払請求書を提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により提出された委託料前金払請求書を受領したときは、その日から30日以内に、乙に委託料の前金払をしなければならない。

(違約金及び遅延利息)

- 第9条 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、違約金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。
- 2 前項の違約金の額は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
  - 3 甲が正当な理由がなく、前条による支払期限を遅延したときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求できるものとする。
  - 4 違約金又は遅延利息の額が100円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲の催告による解除権)

- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。
- (1) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。
- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
  - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による解除権)

- 第12条 前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(機密の保持等)

- 第13条 乙は、業務の実施によって知り得た機密及び行政事務等で一般に公開されていない事項(以下「機密事項」という。)を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。但し、守秘義務を負うことなく既に保有又は第三者より正当に入手した情報、独自に開発した情報を除くものとする。なお、この規定は、本契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報保護）

第 14 条 乙は、この業務を行うため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲に対し情報セキュリティ事故発生時の緊急連絡先を明記した書類を提出しなければならない。

（損害賠償の義務）

第 15 条 乙の責めに帰すべき事由によって発生した損害の責めは乙が負うものとし、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償の金額は、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。また、乙の責めに帰すべき事由によって第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りでない。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（不正行為に係る契約解除）

第 17 条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項

若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(不正行為に係る賠償の予約)

第18条 乙は、本契約に関して前条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号又は第2号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。

2 乙は、本契約に関して、前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 前条第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第21条 乙が契約不適合の業務を履行した場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が業務完了のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(専属的管轄裁判所)

第 22 条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 23 条 本契約の条項又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

## 個人情報の取扱いに係る特記事項

## (趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

## (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなくてはならない。

## (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を事務の履行に必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

## (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

## (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示

に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第 10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第 12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。